

犯 罪 の 發 生

寺 田 精 一

一、序 説

犯罪に關する論述は、往々世人から故らに厭惡され勝ちである、これは世人が犯罪其の物に對する反抗的態度と犯罪者に對する潔癖的態度とを有するに因るのである。けれども新聞紙の所謂社會記事なるもの、頗る多くが、犯罪に關した事實で占られ、演劇や活動寫眞や通俗の讀物などの中、多くの人々の好奇と注意とを惹くものが、亦犯罪に關した事實で占められてゐることは、要するに世人が、犯罪に關して注意し易きに因るのであつて、吾々が社會現象を觀察する上に、極めて興味あることである。

而して何れの時代何れの社會の歴史を繙いて見ても、犯罪なる事實の認められてゐることはない、のみならず其の社會其の國家を取締る法律の最初のものは殆ど、皆この犯罪に關したもの、即ち今日の刑法であつた。尤も罪なる思想は、決して一樣ではなく、一般に宗教上の罪と道德上の罪と法律上の罪とに分け考へられ、場合に依つてこれ等は相互に一致した意味に取扱はれたことも少くなく、殊に宗教上の罪と道德上の罪とは、極めて密接の關係に存して居つた。且國家の政治に宗教的色彩の著しく加味されて居つたやうな時には、國法を犯すこと即ちそれが神や佛や天に對する罪であつた。要するに人類は、自ら常に

萬物の靈と誇稱しながらも、自己の同類の中から其の最も憎惡してこれを別物扱ひにせんと欲する犯罪者を、何時の世にも見出して、自己はそれ等と全く相違した尊いものであるといふやうに解釋せんと努めたものである。然もこの別物扱ひにされんとした犯罪者は、少くも人類が相當な團體的生活を初めてから今日に至るまで、何時も絶間なく別物扱ひにせんとしてゐる他の人類に向つて、少からぬ不安と損害とを加へて居るのである。

かくて今日の我邦に於ても、比較的に世人から忽にされてゐる犯罪現象は、極めて注意すべき、狀態になつてゐる、即ち犯罪に關する搜索の件數は、最近に於ては一年間に約二十七八萬で、内起訴されたものが約十三萬である。但し起訴されないものが皆犯罪をしなかつたといふのではなく、多くは微罪の爲めに特別の處遇をされたもので、證憑不十分と認められたものは約三萬六七千、心神喪失と認められたものは約二百に過ぎない。のみならず起訴されるに至らなかつた犯罪の件數は、これよりも尙頗る多數と見ねばならぬ、況して搜索されずにゐる犯罪は極めて多數であつて、學者によつて或は二三倍とされ或はそれ以上とされてゐる。かの人心を戰慄せしめたやうな重大な犯罪に於てすら、其の行爲者が全く暗黒裡にあるといふ事實が、一二に止らぬといふのを以ても、大にこの邊の事情が推測されるのである。次に監獄に拘禁されてゐるものは、最近に於ては約六萬である。換言せば我々の同胞の千人中約一人は、常に監獄にあるものである。而してこれ等のものは、單に社會や個人に不安や損害を與へてゐるのみでなく、これが爲に國

家の費するところは決して少くない。即ち先づこれに關係のあるのは四萬二千の警察官と一萬一千の監獄官である、但し警察官は刑事問題にのみ關係するものではないが、其の極めて多くが關係してゐることはいふまでもない。次に財政上では、裁判所費の約七百萬圓並に各廳府縣と國庫で支出してゐる莫大の警察費の中の少からぬ部分と監獄費の約六百萬圓とが、何れも犯罪に關して我國家が消失せねばならぬものである。これに社會や個人の實害高を加へたならば、蓋し驚くべき多額に上ることであらう。

この事實を以てせば、單に別物扱ひにするといふ様な冷淡な態度でのみ犯罪者並に犯罪を見ることは出来ない。國家の健全なる發達上、眞面目にこれを研究し調査して、これが防壓の策を講じなければならない。我邦が今日人口に比較して監獄にあるものゝ數が殆んど世界の第一位にあるといふことは、一部の人々の憂へるやうに、敢て我國民の惡質に基くのではなく、要するに未だ世人がこの自らを侵害してゐる犯罪者に對して、眞面目な態度を以て見ること少く、防壓機關の十分に發達しないのに因るのである。例へば倫敦に於ては種々な救濟機關が一千以上あるといふのに、我東京では府下をも加へて約百五十に過ぎないのを以て見ても、如何に監獄に送るまでに至らなくて終るべきものが、監獄に送られてゐるかを推測するに難くはないのである。但し救濟機關の負擔の増加が、犯罪に關する國費の負擔の減少より必ずしも少いといふのではない。

却説、吾々は上述の様に犯罪事實を人類の社會に於て見、それが吾々の生活に至大の關係のある點に就

いてのみ考へる時には、犯罪は如何にも吾々人類特有のものゝやうに思はれる。殊にそれが宗教上の罪と呼ばれ、道徳上の罪と呼ばれ、又法律上の罪と呼ばれる場合に、一層この感が深い。けれども吾々が、動物である以上は、且又進化し發達して來たものである以上は、犯罪の觀察に於ても亦眼界を廣くして注意しえなければならない、犯罪の發生の問題は、即ちこの場合に於て先づ生ずるのである。

二、原 始 犯 罪

動に對する反動の存在は、普通には物理學に於て論せられることがある、けれどもこれを廣義に解する時には、動物の動作の上にも、吾人の精神の上にも見られ、頗る興味ある多くの事實があるのである。反抗とか應報とか復讐とかいふ現象は、即其の一種と見ることが出来る。殊に動物の本性が侵されるやうな場合に於て、最も著しく現はれてゐる。而して動物の本性の中心を爲すものは、いふまでもなく自己の保存種族の保存とに關する欲求である。外界よりの活動に對して、最も強き反動を示すものは、要するにこの二つの欲求の中の何れか、侵害され又は侵害されたとした場合であつて、換言せばこの反動可能性は、動物の存續上寧ろ當然にして缺くべからざる活動といはねばならない。のみならず動物の自發的の總べての動作も畢竟するにこの二つの欲求を基本としてゐる。かくて受動的に起る動作と發動的に起る動作とを問はず、其の根柢に於ては相一致した目的に向つて居るものといはねばならない。

而してかかる動作上に現はれる動に對する反動が、個體若しくは團體に依つて單純に行はれる時に、吾

人はこれを反抗又は復讐と呼び、統一された團體の共同目的の下に行はれる時に、これを罰と呼んで居る。吾人の所謂犯罪は、後者の如き反動を受ける動作を包括したものである。従つて共同目的の下に團體的生活なせるものは、人類以外のものに於ても、刑罰類似の現象が見られ、犯罪を以て目すべき事實があるのである。

例へば蟻や蜜蜂は、下等動物中階級組織の團體生活をなして居るものとして一般に注意されて居るが、若し蟻の中で奴隸となつ居るものが充分に働かぬ時には、其の團體のものから噛み殺されることが往々ある、又若し蜜蜂の中で蜜蒐集の任に當つて居る労働蜂が蜜を得ないで巣に歸る時には、巣の入口を護て居る同胞から追ひ歸される。これ等よりも一層發達した動物に、この種の事實の見られることは明かである。かの群居生活をなす象の間では常に警備の任に當たるものがあつて、危險な事實の發生した時には特殊な叫聲をして他のものに通ずるやうになつて居る、けれども若し彼等の中の無頼漢ともいふべきものが、危險な状態になつて居るやうな時には警戒の叫聲を發しないといふことである。又チンパンジーなどは、比較的に厳格な一雄一雌の生活を行ふて居るものであるが、若し彼等の中で他の雄に屬する雌を侵さんとする雄のある時には、他の多くのものが協力して殘酷なこととして報ゆるといふことである。

これ等の例は、何れも動物界に行はれて居ることであるが、然もこれを吾々の社會生活に比較せば、吾々の罪と認める行爲に對して刑罰を加へて居ることと、殆ど相違しては居ない。而してこれ等の同胞から反

抗的・復讐的に行はれることは、要するにそれ等のものの共同生活に侵害を與へる動作であつて、若しか
る動作が何等の反抗も復讐も刑罰も加へられないで、盛んに行はれるに於ては、其の共同生活はいふま
でもなく不可能な運命に立ち至る外ない。そこで苟も共同生活をなさんとする傾向のあるものは、其の極
めて簡単な發達程度のものから、頗る複雑な發達程度にあるものに至るまで、その種族の存續の必要上か
ら、假令其の形式や内容は單純なるにせよ、その共同生活なる目的を遂行する爲めのこの自然的發動を有
して居る。吾々人類の發達した今日の社會生活を、上述のもの等と直接に比較することは頗る自己を卑め
た態度のやうに見えるけれども人類の最初の祖先がこの世界に出現した時に今日の如き状態でなかつた事
實の明白なるに於て、この比較は犯罪を發生上から觀察する上に敢て不當なことではない。この意味から、
吾々は上述のやうな簡単な反抗や復讐に類する動作を同胞から受けるものを、原始犯罪といふのである。

三、古代人、未開人と犯罪觀念

單純な動物に於て觀察した吾々は、更に進んで吾々と比較的に近い關係にある古代人や未開人に於て注
意しなければならない。殊に古代人や未開人が、道徳の念に乏しく犯罪に對する觀念も極めて異つて居る
と見られる點は吾々の當面の問題を研究する上に忽諸に附すべからざることである。

古代人や未開人は、吾々の社會に於て重大な犯罪とされて居るやうなことを、平然と行ふのみでなく、
之れを名譽あることにして居る場合がある。

例へば尊族を殺害することは、吾々の社會では最も重い犯罪とされて居るが、未開時代のマッサジエート人、サルド人、スラヴ人、スカンディナビア人等は、病氣又は老衰の親を殺す義務があつた。かかる風習は今日のフィーデー人、チエクチ人、ニューカレドニヤ人等にも見られる。但しこれは彼等の遊牧生活、島嶼生活等の生活状態が、疾病者や老衰者の共存に因つて、頗る多くの障礙を與へられたからである。子殺しの罪なることも明かなことであるが、今日のブッシュメンやホッテレトツトやフィーデヤン等の種族に於ては、殆んど普通事としてこれが行はれる。但し殆んど食料貯蓄をなさず又自然界から食物の制限を受けて居る彼等としては、人口調節の一方法とされて居るのである。單純な殘虐に依る殺人は、オーストラリヤやニュージーランドやフィーデー群島や中央亞弗利加等の住民に於て、普通に行はれる。けれども同種族のもの特に同部落のものに對しては、刑罰的意味其他特別な事情以外に行はれるることは稀で、殆んど常に他部落のもの特に異種族のものに向て行はれて居る。其の他臺灣の生蕃が、首級を得るのもこれと類した範圍に於て行はれ、これが名譽とされることは我邦の戰國時代に於て、敵の首級を多く得て榮譽としたと甚だしい懸隔はなく、自己の部落を護る勇者たる象徴としては、敢て怪しつべき思想ではない。或は生活物資となり得べきものを掠奪せんが爲に、他の部落のものや異種族のものを殺害することは今日の多くの未開人の行ふところであるが、これとても自己の部落のものを侵した場合には多くは極めて殘虐な復讐が加へられるのである。

竊盜が犯罪と認められて居ることも明かなことであるが、然もこれが古代人や未開人の間で、普通行爲として又賞讃すべき行爲として行はれて居ることがある。例へば古代の獨逸人は、自分の部落以外で行った竊盜行爲は、これを恥辱と考へなかつたのみでなく、寧ろ青年の元氣を鼓舞せんが爲めに、其の鄰人をも侵すことが許されて居つた。又スバルタに於て、竊盜の認められたことは有名な話であるが、竊盜をして捕へられたものは、竊盜の熟練と機敏とを缺いた點でのみ罰せられた。この二例は國民教育の手段として竊盜が公認されて居るのである。亞弗利加のバランデス族は、自分の部落から掠奪した時には、死を以て報いられるのに、他の部落から掠奪することは、却つて獎勵されて居る。南亞米利加の南端に住むバタゴニヤ人の間では、他の部落から掠奪をして來た經驗のないものは、妻帶する榮譽が得られない。蒙古の一部では他の部落よりする竊盜を以て尊敬すべきものと考へられて居る。北亞米利加のコマンチエス族の間では、掠奪白遠征を試みたものでなければ、部落の戰士として數へられる名譽が得られない、最も巧妙な竊盜が、最も尊敬すべき戰士として待遇されて居る。又古代の希臘人や地中海の沿岸又は島嶼に住つて居つた民族などは、相應な文明を有して居つたけれども、何れも海賊を働いてそれを一つの高尚な職業と考へて居つた。この事實は、今日の海賊といふ英字の語源なる希臘語が、單に冒險するとか敢行するとか、いふ意味を有して居るのでも知られることである。

羞恥心を缺いて居ることは、犯罪の發生上に重大な關係のあることであるが、然も未開人や古代人の間

では、今日吾々の著しい羞恥を感じて居ることが色々行はれて居つた、特に貞操に關する方面で注意すべきものがある。例へばスバルタでは、體育獎勵の爲めに、衆人環視の中にあつて、青年の女子が全裸體で角力をした。又スバルタでは人口増殖の爲めに、妻に子なき時には姦通が夫に依つて勧められた。

其の他の特別な條件の下に、殊に宗教的意味に於て、今日吾々の犯罪と認めて居ることが、公然に尊るべきこととして行はれたことは、決して其の例に乏しくない。但しかる場合は必ずしも未開人や古代人に限ることでなく、今日の吾々の社會に於ても屢々見られる事實であつて、それを一般の犯罪に比較して見れば、一つの特例といふべきである。

かくて古代人や未開人の殘虐性とか犯罪性とかいふことも、其の多くは外部のものから見ていふことであつて、彼等自らに於ては、假令其の目的を自覺せないまでも、又それが特別な社會的の意味を持つて居るにせよ、要するに自己並に自己の部落自己の種族の保全と繁榮とを達せんとする要求から來て居るといふことが出来る。而して自己のみの保全と繁榮とに對する過度なる要求の爲めに、自己の部落自己の種族を侵害するものが古代人や未開人間に存することは、吾々の今日の社會と同じことであつて、かかるものには多く今日よりも殘虐な方法で報いられて居る。

四、文明人との犯罪觀念

更に文明人を古代人や未開人に比較すれば、其の文化の程度に於ける相違と共に、道徳感情の發達に精

粗深淺のある結果、犯罪に關する思想に相違のあることはいふまでもない、從つて犯罪の發生にも著しい相違がある。殊に共同生活の内容をなす範圍が、文明人に於ては頗る廣きに反し、古代人や未開人に於ては頗る狹い點が、不良な行動に對する批判の上に、複雑と單純との差を生ずるのである。けれども吾々は、現代の文明を誇つて居るものに於て、自己の種族自己の國家の保全と繁榮との爲めには、古代人や未開人と選ぶべき行爲をして憚らぬ事實を往々にして見るのである。

世界に率先して自由と平和とを叫び、又慈善救濟機關の完備を得意として居る北米合衆國に於て、今日も尙殘虐を極めた私刑の行はれて居るとは、何人も周知の事實である。但し一般的の私刑は白人の婦人を侵した黒人に加へられるので、假令一面には女尊的思想の加味されて居るにせよ、民族を異にせることが、其の主たる原因である。かかる事實は、黒人に對する米人の日常の態度に於ても明かに知られることである。又文明を誇り進歩を誇つて居る獨逸も、他國と戰ふに於ては、軍隊に何等の關係なき他國の虛弱者を酷役し殺戮し姦淫し掠奪し、建造物を破壊し土地を荒し過稅を課し商船を擊沈して居る。若しかゝる行爲が、假今一つにもせよ平時に行はれたんには、如何に自己の國民から見られ又如何に處罰されるかはいふまでもないことである。然も國家存亡の秋にあたり、それが外國民に向つて行はれるに於ては、輕々に看過されて居るのみでなく、聞く士氣を鼓舞する上の方便にされて居る。誠に國家の保全と繁榮とを眞剣に爭ふ時には、他國民なく犯罪行爲なく國際法なく、人道を高調して居つた學者もこれを認めて怪しまね

のである。而してこれは、吾々人類が生物であり、異つた種族のものと相接觸して生活して居り、生存競争の域を脱することの出來ぬものであり、國家を組織して生存するものである以上、寧ろ已むを得ざるの歸着點である。

されば今日の文明社會に生活せる吾々が、所謂犯罪と目して居る行爲は、決して如何なる場合にも當てはめられる絶對的普遍的のものではない。即ち自己の社會自己の國家の保全と繁榮とが根柢を存して居る綜括的要要求に違反した場合に、何時も犯罪とされるのであつて、必ずしも單に他を侵害するといふやうな行爲の形式には依らないのである、この點は文明人と古代人や未開人と、決して懸隔のあるものではない。

且又今日の文明國家の法律は、個人の自由・財產・身體・生命を保護する上に於て、已むを得ざるに出た行為を許して居る。即ち自己の自由・財產・身體・生命が危急に頻して逃るべからざる時に於ける自己の保全的態度は、侵害者に危害を與へ或は他に損害を加へることに躊躇する餘裕を持たないのみならずこれが當然なことである、かくて法律でも正當なる緊急防衛・緊急避難はこれを罪としない。この點よりせば、上述の國家の危急に際する場合に、國際間の禮讓や規約の無視されることも、相當の理解と同情とを以て見なければならない。

五、自然犯罪と人爲犯罪

かくの如く考へて來ると、吾々はガロファロのいふ自然犯罪と人爲犯罪とに思ひ至るのである。其所謂

自然犯罪とは、如何なる時代・如何なる社會に於ても犯罪と見らるゝものであつて、要するに人類の共同生存上、根柢的に危害ある行爲である。其の所謂人爲犯罪とは、或特殊な時代・特殊な社會に於ては犯罪と見られて居るが、其の他の場合には犯罪とされて居ないものである。即ち前者は、根柢的と人類の共同生活と矛盾したものであるが、後者は共同生活を遂行する上に便宜的に施された規定に背いたものである。かくて二者は何れも所謂社會意志に反する點に於ては選ぶところはないが、其の適用の範圍に著しい相違がある。

けれども自然犯罪は、絶對的形式を以ていはれるのでなく、何時も自己の國家・自己の社會を基礎として論せられるものである、従つて同じ形式の行爲であつても、それが自己の國家・自己の社會に向つて行はれる時に罪となるので、他の國家・社會に向つて行はれる時には、必ずしも罪と考へられて居ないことがある。これは前に述べた未開人や古代人の場合竝に文明人の特別な場合に於て見られるところである。而して學者は、この自然犯罪を次の四種擧げて居る、即ち一は生命に對する殺人、二は財産に對する詐欺や竊盜、三は羞恥に反する性欲犯罪、四是激情に依る盲目的犯罪これである。何れも人類の共同生活には、不安と危害とを與へるものであつて、特別なる即ち自己の社會・自己の種族の保全と繁榮との目的の下に行はれる場合を除外しては、何れの時代・何れの社會に於ても、犯罪と認められて居つたものである。

次に人爲犯罪は、國家・社會の特別規定の下に生ずるものであつて、其の社會其の國家に特殊な傳統的

風習又は一時的便宜といふことが、根柢をなすものである、従つて民族を異にし國家を異にし又時代を異なると共に、其の形式と内容とは一定して居ない。自然犯罪が、犯罪の發生から見て人類の根本的事実なるに反し、人爲犯罪は一時的事実である。人爲犯罪の最も極端なるものは、暴君に依つて規定された法律・民衆の意志を代表せざる數個の野心的政治家が規定した法律に違反した場合である。而して善良な動機、例へば暴惡な政府に向ひ愛國の至情より起つた國事犯の如きも、人爲犯罪とも見るべきものである。かくて人爲犯罪は、國家・社會の組織が複雑になると共に、漸次に増加する傾向がある、かの法三章以て天下を治むといふが如きことは、文明の發達した國家・社會に於ては、到底これを望むことの出來ぬことである。

未開の社會に於ける犯罪の發生は、主として自然犯罪を以て觀察することが出来るが、文明の社會に於ける犯罪の發生は、更に複雑な條件の下に起る各種の人爲犯罪を加へて觀察しなければならない。従つて今日の吾々の社會に於ける犯罪の發生は、極めて多方面に涉つて觀察しなければならない困難があるのである。

六、異常者の存在

然らばかかる複雑な關係にある犯罪は、要するところ如何なる人々に依つて行はれるのであるか。固より其の犯罪をなすに至つた原因には様々あるも、健全なる社會生活に適應し得なかつた事實は、これを否

定することの出来ぬ點である。假令普通の時には、普通の生活をなし得たものであつても、少くも犯罪をなす其の時には一時的なるにせよ、社會適應性を失つたものといはねばならない。この意味に於て、かゝるものをお括してこゝに異常者といふのである。

而してこの種の異常者は、無論其の社會の狀態に因つて一様ではないが、かの病者や死亡者が大凡一定數存在すると相類した意味に於て、殆んど一定の數はあるものと推定することが出来る。この點に於てフエリは、犯罪飽和の法則を唱へた。即ち一定の社會には、必ずそれに相應した或數丈けの犯罪者があるものであつて、社會の事情に變動のない限りは、それ以上に増加を來たすることはない、換言せば存在の限度があるといふのである。この思想は、頗る興味のあることであつて、我邦に於ける犯罪者に就いて見るものもある。其の大體の量に於ては毎年略々類した數を示して居る。換言すれば吾々の共同生活に不安と危害とを加へるやうな性質のものは、何時も現在人口に比例して或定數丈け見られるので、かかるものが殆んど皆精神並に身體の不健全なることの争はれぬ事實は、病者や死亡者に大凡の限度ある事實から推しても、認められ得るのである。

尤も犯罪者の中には、極めて偶發的な外的原因から犯罪をするものがあつて、これをしも異常者といふことは問題である。けれどもこれが存在の割合は、恰も社會上に於て極めて偶發的な外的原因から負傷するものが、特殊な事情のない限り、いつも大凡の限度を示して居ると相類した意味に於て、さして異動の

ないものと考へることが出来る。従つてフェリのいふ犯罪飽和の思想は、かかる偶發性犯罪者の場合にも決して矛盾したものではない。

元來吾々は、生れながらにして今日の複雑な社會生活に適應した性質を持つて居るものではない、必ずや少からぬ訓練を俟つて初めて得られるのである。かの兒童の生活が、犯罪的傾向あるものとして多くの學者に注意されるやうに、今日の社會生活には適應しない少からぬ特性を有して居る。従つて若し兒童の成育中に、適當に訓練されることは出来なくて、自然のまゝに發達したとすれば、それが今日の社會適應性を有して居ないことはいふまでもないことである。普通の精神や身體を得て生れたものでも尙、そうである、況して多少普通の状態に比較して不健全な稟性を有するものであつて見れば、一層この關係が著しいといはねばならない。中には相當の訓練を與へても、よく其の效果の見られぬものがある、これ即ちロンブロゾー其の他の學者が、先天的犯罪者を主唱するところであつて、社會適應性の得られない先天的運命を持つたものといふのである。其の他精神病者、神經病者の社會適應性の得られぬはいふまでもなく、然も其の症狀の甚だしからぬものは、動もすれば一般人として取扱はれ、それが生來性犯罪者又は常習性犯罪者として認められて居ることもあるのである。

兎に角、犯罪の發生は、その主たる原因が個人の性質に因ると社會的事情に因ると又この兩者に因つて居ると問はず、社會意志即ち共同生活の目的の上に統べられた一般的要求に對する侵害である。而して

かかる侵害を敢てするに至る所以のものは、假令其の場合に更に自覺することなきにせよ、要するに自己並に自己の種類の保全と繁榮とに對する過度な若しくは變態な要望に基くものである。吾々の所謂異常者の異常とは、この要望の過度若しくは變態なる點に於ていふのである。

更に又吾々が何れも全く同様な精神並に身體を享けて生れて居らぬことゝ、全く同様な境遇に生育し且生存して居ないことは、概括的に纏められた一般的の社會意志に、同じ程度を以て適應して居ないことを示すものであつて、吾々人類が上の如き不同性を脱せざる以上は、社會生活上に於ける異常者の絶滅を期することは出來ない。換言せば吾々が動物の一たる人類である間は、吾々の中から犯罪者の絶滅を望むことは不可能なことである。只吾々は文明的の機關に依つて、かかる異常者を、未だ社會に實害を加へざるに先立つて、適當に處置する外途がない。而してこの處遇が適當に行はれて居るや否やは其の社會の文明の程度の如何を推知する一標識となるのである。

七、現代の社會と犯罪の發生

翻つて吾々が現代の社會を、犯罪の發生に關係せしめて見る時には、注意すべき極めて多くの事實を見るのである。殊に從來の犯罪の發生を考へた以上に、等閑視すべからざる問題があるのである。この事實は、いふまでもなく現代の社會の特徵に關係を有するのである。

而して現代の社會の特徵に於て、最も注意すべきものは、一に富の程度の懸隔と、二に知識の程度の相違

と、三に職業上の分化と、四に都市生活と、五に家庭生活の變化とである。これ等は何れも、今後の我邦の社會生活に於て、識者の眞面目なる觀察と適當なる對應策とを要求して居るものである。

富の程度は、商工業の發達と共に漸次に甚だしく、富者は拱手して過剰の利を得、貧者は全力を盡して尙且生を支ふるに困難である。かくて富者は益々富み、貧者は愈貧しく、而して生存競争の劇甚なる結果社會に於て最も健全な分子なる中產階級のものは、次第にこの兩者の何れへか占められ、生活上に極めて著じい相違ある欲求を以て互に自己の保全と満足を得んと努むるに至るのである。のみならず富者の方々は、閑散に伴つた不良の娛樂を追求し、貧者の多くは社會生活に必要な訓練を受ける餘裕がない、かくて兩者は異つた意味に於て、善良の風俗公の秩序に反することに至り易い。次に知識の程度の相違は、文明の進歩と共に益々著しく教育機關の隆盛は一層この相違を甚だしからしめ、こゝに教育の高きものと其の低きものとは又互に自己の知識に應じた要求をなすに至るのである。次に又職業の分化は社會組織の發達と商工業の進歩とに因つて、次第に著しく見られ、これ又互に自己の職業を中心とした欲望の満足を得んと謀るに至るのである。この三者は、捨て置いても吾々人類は不同性のものなる上に、一層甚だしい不同性を與へるものである。従つて現代の各個人は、比較的に單純な社會生活に於ける社會意志に向つての個人の適應と異り、著しく異つて居る境遇から、著しく異つて居る欲望を、同一な法律の下に満足せしめんと努力して居るのである。かかる狀態は、健全なる政治の行はれて居る場合は別として、それ等の

何れかの階級から、劣敗者若しくは不健全者の位置に陥つて現代生活の一產物たる特殊な異常者を、輩出せしめねばならない。而してこの異常者が畢竟前に述べた異常者と同様に取扱はるべきことは、故らにいふまでもないことである。

都市生活は誠に現代の注意すべき現象であつて、田園が衰微して漸次に都市の繁榮する傾向は、今日の文明國の何れに於ても見られる事である。然もこの都市生活が、常に強烈な刺戟を受け易く、住居不安定にして、社會に對する責任の感減退し、郷土を思ふの念失はれ、大多數の生活は頗る不確實な狀態を示して居る。かかる事實は、近代文明を以て着色されなかつた時代の都市生活に於て、殆んど見られない程度にまで進んで居る。次に家庭生活の變化は、教育の普及と職業の分化と生活難より起り一に家族生活の變化二に獨身生活者の増加は、其の注意すべき主なものである。從來親子を中心とした家族生活は、漸く夫妻を中心とした家庭生活を實現するに至つた。勿論夫妻を中心とした家庭生活が、獨立自營の精神を養ふ上に效あるは明かであるが、然も我邦の道徳思想の上には、決して輕々に看過されぬ多くの事實を含んで居る。又相當な年齢に達して然も獨身の生活をなせるものは單に學生や労働者に限られた問題ではなく、かかるものは動もすれば、放逸なる生活に入り誘惑に陥り、無責任なる行爲に至り、或は異性に關する異常な行爲をなし易い。かくてこれ等は前の三者と異つた意味に於て注意すべきものであるが、殊に都市生活は、所謂異常者を生ずる上に、最も深い關係を有するのである。近時大都市が、犯罪の釀造地たるの觀あ

るは、注意すべきことであつて、境遇上からする犯罪の發生は、都市生活と最も深い關係のあるものである。

最後に現代の社會に於ける特殊な犯罪の發生を述べなければならぬ。其の中注意すべきものは、一に群衆に依る犯罪、二に法人に依り又は法人の影に隠れて行はれる犯罪、三に變態なる思想に依る犯罪である。何れも現代の社會に於ける犯罪現象の一つの特徴たるものである。

群衆に依る犯罪は、決して現代の問題ではないけれども、現代の如く著しいことは少い、のみならず今後益々甚だしくなるものと考へねばならない。通信機關・交通機關・印刷物の隆盛は、次第にこの群衆をして大規模に旦迅速に成立せしめ、強者も弱者も、これを悪用して自己の欲望を強要せんとするに至つた。殊に強者と弱者の對立とは、近時一層著しくなつたのみでなく、教育に因つて民衆が覺醒され、自己を顧み他を批判する力を得、權利や自由に對する思想漸々勃興し、多數者を以て強者に強いるに至つた。然も何時の世にも見られる野心家・虛名家・冒險家等は、機會だにあらば群衆に依つて事をなさんとして居る。而して誤れる群衆運動の如何に危險なるかは、今日の露西亞の狀態を見れば、明かなことである。かくて現代に於ける重大事件の少からぬ數は、政治界といはず實業界といはず労働界といはず、この群衆の運動を以てされて居る。

法人に依り又は法人の影に隠れて行はれる犯罪は、會社・銀行・組合等の法人機關の繁盛なると共に、近

來漸く人の注意を惹くに至つた。然も其の多くは富者又は知識階級のものに依つて行はれて居る。大會社の重役の横領行爲又は大商會の脱税或は又法人の影に隠れたる政事家の不正行爲等が、如何に善良なる國民に不良な印象を與へるかは、蓋し想像以外にあるであらう。かの危險思想の如きは、健全なる人には決して用ゐられるものではない、けれども上の如き事實の存在は、尙これ等の人をしても反抗的態度に出でしめる虞がある、況して一部の者をして危險思想を起さしめ易きことは、火を見るよりも明かである。

變態な思想には種々なものがある、今日の吾々の生活を破壊するが如き危險性を有するものもあれば、善良の風俗に反するやうな性質のものもある。前者に於ては、教育に依つて覺醒されて然も満足の得られるに基くもの、例へば高等遊民の徒の多くはこれに屬すべく、又放逸無恥なる生活に基くもの、例へば亞米利加へ移住して居る我邦の無賴の徒の如きはこれに屬すべく、其の他不良なる境遇に生育せるもの、自暴自棄よせせるもの等は主なものである。殊に初めの二者は、今日の我邦に於て最も注意すべきものであつて、就中海外の植民地に於けるものゝ思想は、國民思想を研究する上に最も重要な一つの點である。後者に於ては、財力の過剰や閑散に伴ふて得られるもの、例へば無恥な生活を敢てして怪しまぬ一部の富豪の如きこれに屬すべく、又文明生活に於ける過勞と刺戟の強烈とよりするもの、例へば不良文藝に耽溺せるものゝ如きこれに屬すべく、其の他不健全な遊蕩生慾・娛樂生活・性慾生活を以てせざれば満足されぬも

の如き、其の主なるものである。

其の他の文明の發達に依つて得られたものが、一方に於て犯罪の發生を助けることは、普通人の豫想する以上である。電信・電話等が犯罪の手段とされ、活動寫真や新聞紙が犯罪の模倣者を多く生ぜしめることなどは、一般によく知れて居る主な事實である。而してこの種のことは今後益々多くなるものと考へねばならない。

八、結　末

これを要するに犯罪の發生は、自己並に自己の種族の保全と繁榮とを其の根柢として有するものであるが、然も社會の複雑なる事情は、常にこれに種々なる條件を附加して、或は増加せしめ或は減少せしめるものである。而して現代の社會は、其の性質に特徴のある丈に、犯罪の發生に關しても忽にすべからざる多くの新しき事實を有するのである。精神病者や自殺者が、文明と共に増加することは、殆んど疑ふの餘地がないと一部の學者がいふて居ると同時に、又社會に文明的な救濟機關が完備せざる以上、犯罪者の増加は文明に伴つた已むを得ざる現象である。かくて吾々は、一面に文明を謳歌して喜ぶと共に、他面に文明の弊害から人類の一部が次第に侵蝕され、それに依つて不安と危害とを受けて居ることを、念頭に置かねばならない、而して今日の我邦が、亦かゝる運命に臨みつゝあることを忘れてはならない(完)。